

第1回上田市文化財保護審議会 次第

日時:令和8年3月9日(月)13:30~

会場:上田市役所本庁舎4階 庁議室

1 開会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び会長職務代理者の選出

5 諮問・・・・・・・・資料1

6 議事

(1) 上田市指定文化財の諮問案件について

ア 誉田足玉神社本殿・・・・・・・・資料2

イ 大日向の二形カエデ・・・・・・・・資料3

ウ 中禅寺地蔵菩薩坐像・・・・・・・・資料4

エ 長福寺千手観音菩薩立像・・・・・・・・資料5

(2) 報告事項

ア 登録有形文化財の新規登録及び登録見込みについて・・・・・・・・資料6

イ 「上田市文化財保存活用地域計画」第2期計画の作成について・・・・資料7

7 その他

8 閉会

7生涯第1832号
令和8年3月9日

上田市文化財保護審議会長 様

上田市教育委員会



上田市指定文化財の指定について(諮問)

下記文化財にかかる指定の可否について、上田市文化財保護条例第4条第3項の規定により諮問します。

記

- 1 文化財の名称及び種別並びに員数
 - (1) 名称 木造地藏菩薩坐像
 - (2) 種別 有形文化財(美術工芸品)
 - (3) 員数 1 軀

- 2 文化財の所在地
上田市前山1721番地

- 3 文化財の所有者及び管理者並びにその住所
 - (1) 所有者 宗教法人中禅寺住職 坂部 雄啓
上田市前山1721番地
 - (2) 管理者 同上

7生涯第1832号
令和8年3月9日

上田市文化財保護審議会長 様

上田市教育委員会



上田市指定文化財の指定について(諮問)

下記文化財にかかる指定の可否について、上田市文化財保護条例第4条第3項の規定により諮問します。

記

- 1 文化財の名称及び種別並びに員数
 - (1) 名称 木造千手観音菩薩立像
 - (2) 種別 有形文化財(美術工芸品)
 - (3) 員数 1 躯

- 2 文化財の所在地
上田市下之郷5 4 1 番地

- 3 文化財の所有者及び管理者並びにその住所
 - (1) 所有者 宗教法人長福寺住職 村越 深典
上田市下之郷5 4 1 番地
 - (2) 管理者 同上

7生涯第1832号
令和8年3月9日

上田市文化財保護審議会長 様

上田市教育委員会



上田市指定文化財の指定解除について(諮問)

下記文化財にかかる指定解除の可否について、上田市文化財保護条例第32条第2項の規定により諮問します。

記

- 1 文化財の名称及び種別並びに員数
 - (1) 名称 大日向の二形カエデ
 - (2) 種別 記念物(天然記念物)
 - (3) 員数 1本

- 2 文化財の所在地
上田市真田町長519番地

- 3 文化財の所有者及び管理者並びにその住所
 - (1) 所有者

 - (2) 管理者

誉田足玉神社本殿の追加調査について

1 調査内容

文献調査

- ・小県誌目録
- ・各自治会への聞き取り
- ・真田町誌編纂資料再調査

本殿内部調査

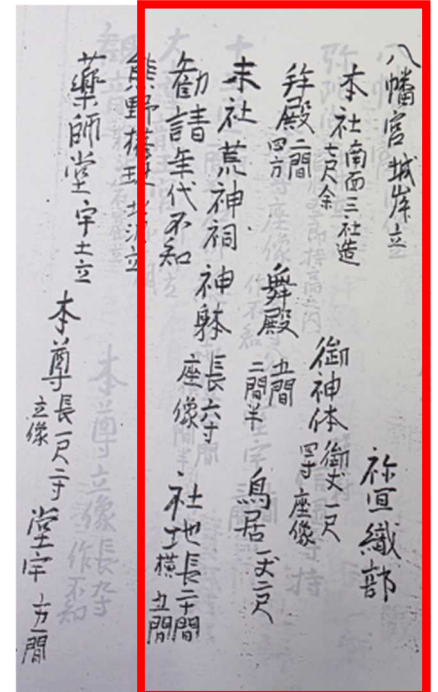
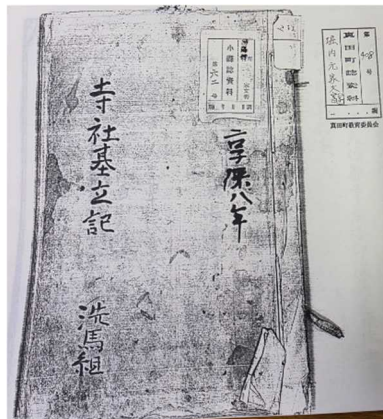
2 成果

真田町誌資料 堀内元家文書

『享保八年 寺社基立記 洗馬組』

八幡宮 城岸立 祢宜織部

本社 南面三社造 七尺余 御神体 御丈一尺四寸 座像



本殿内部に神像 1 軀、鬼面 2 面を確認

神像底面墨書 尊軀八幡 / 元禄九子 / 天極月十五日 / 信州上田領洗馬大庭村



神像底面墨書

享保 8 年(1723 年)時点での本殿は南面した七尺の三社造で、御神体として一尺四寸の坐像がおさめられていた。現本殿の造立(文政 11 年：1828 年)までの間に建替えが行われたかは明らかではないが、構造変更を伴う建替えを行い、御神体を移したことがうかがえる。

上田市指定文化財の解除候補案件の概要

1 大日向の二形カエデ

大日向の二形カエデ（上田市指定天然記念物）

- (1) 届出者
- (2) 種 別 記念物（天然記念物）
- (3) 名 称 大日向の二形カエデ
- (4) 員 数 1 本
- (5) 所在地 上田市真田町長 5 1 9 番地
- (6) 指 定 昭和 4 7 年 4 月 1 日
- (6) 特 徴

このカエデは、枝により異なる二様の形の葉をつける例の少ないものである。それぞれの枝には細長い葉のシメノウチと普通のイロハカエデの葉が混在しており、植物学上珍奇なものと言える。目通り周囲 5 0 c m、樹高 8 m、樹齢約 1 5 0 年と推定されている。

【真田町誌自然編（平成 9 年 1 月発行）から抜粋】



2 解除の理由

指定対象木であるカエデ 1 本が枯死し、所有者から滅失届（別紙参照）が提出されたため。



現在の状況（指定樹木は滅失している）

上田市指定文化財候補案件の概要

1 中禅寺地蔵菩薩坐像

- (1) 申請者 上田市前山 1721 番地 宗教法人中禅寺 代表役員 住職 坂部雄啓
- (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 名 称 木造地蔵菩薩坐像
- (4) 員 数 1 躯
- (5) 所在地 上田市前山 1721 番地

- (6) 形状または構造
木造、彫眼 像高 93.8 cm

- (7) 由来、伝説

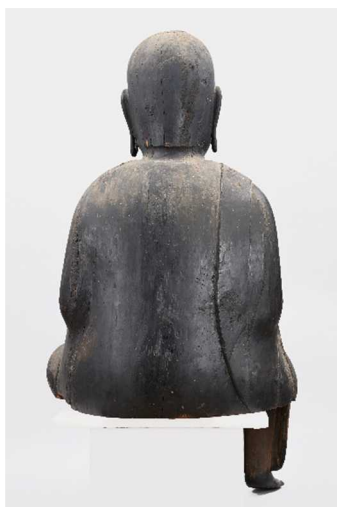
中禅寺は塩田平南辺の独鈷山麓に位置する真言宗智山派の寺院で、本堂南側には平安時代末期から鎌倉時代初期とされる薬師堂及び薬師如来坐像(いずれも重要文化財)、金剛力士像(県宝)があるほか、鎌倉時代の石造五輪塔(市指定文化財)がある。

本尊である本像は本堂須弥壇上に安置されており、悉皆調査及び詳細調査によって平安時代後期の作品とされ、現存では中禅寺で最古である。状態もよく、塩田平の仏教文化を紐解くうえでは重要な作品である。

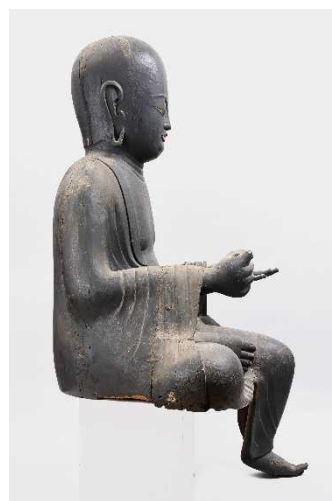
- (8) 保存方法 本堂須弥壇上に安置。
- (9) 現状写真



木造地蔵菩薩坐像(正面)



木造地蔵菩薩坐像(背面)



木造地蔵菩薩坐像(側面)

上田市指定文化財候補案件の概要

1 長福寺千手観音菩薩立像

- (1) 申請者 上田市下之郷 541 番地 宗教法人長福寺 代表役員 村越深典
 (2) 種 別 有形文化財（美術工芸品）
 (3) 名 称 木造千手観音菩薩立像
 (4) 員 数 1 軀
 (5) 所在地 上田市下之郷 541 番地

- (6) 形状または構造
 木造、彫眼 像高 22.2 cm

- (7) 由来、伝説
 長福寺は生島足島神社北隣に位置し、近世以前は同社の別当としての役割を果たしていた。本堂南西側に建つ信州夢殿には現状上田市最古の仏像である白鳳時代の銅像菩薩立像(重要文化財)が安置されている。

本像については、来歴等のはっきりしていないものの本堂内に安置されていた。悉皆調査及び詳細調査で鎌倉時代の作だとされ、状態もよく、造形も優れていることから重要な作品である。

- (8) 保存方法 信州夢殿内に安置。
 (9) 現状写真



木造千手観音菩薩立像
 (正面)



木造千手観音菩薩立像
 (背面)



木造千手観音菩薩立像
 (顔面)

登録有形文化財の登録及び登録見込みについて

1 経過

上塩尻の東福寺檀信徒会館（旧滝沢家住宅主屋）及び下室賀の旧土屋家住宅主屋について、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国の有形文化財に登録するよう文部科学大臣に答申され、官報告示を経て登録された。

また、松山記念館が所有する「松山犁（すき）の製作用具及び製品」について、令和 8 年 1 月 23 日に開催された文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国の有形民俗文化財に登録するよう文部科学大臣に答申された。今後、官報告示を経て、登録有形民俗文化財に登録される。有形民俗文化財の登録は、上田市内では今回の「松山犁の製作用具及び製品」が初めてとなる。

これにより、上田市の国登録文化財は 20 件、指定等の文化財総数は 317 件となる。

2 文化財の概要

(1) 東福寺檀信徒会館（旧滝沢家住宅主屋）

- ア 所有者 宗教法人東福寺
イ 所在地 上塩尻字北側 1-1-1
ウ 内容 建造物 1 件

	名称	建築年代等	構造及び形式	基準
1	東福寺檀信徒会館 (旧滝沢家住宅主屋)	江戸後期 / 安政 3 年 (1856) 頃改修	木造平屋一部二階建、茅葺(鉄板仮葺)、建築面積 190 m ²	(1)

エ 登録 令和 7 年 8 月 6 日

オ 特徴等

滝沢家は北國街道沿いの集落に位置し、かつて蚕種業を営んだ農家の主屋である。令和 2 年に東福寺が取得し、現在は檀信徒会館として活用している。

建築様式及び材の経年感から江戸後期の建設と推定される農家建築である。江戸末期(安政 3 年頃)には改造を行い、養蚕建築としての性格を強め、各部屋に蚕棚のあとや特徴的な天井など養蚕に関係した要素が多くみられるほか、近代に入り養蚕民家が瓦葺屋根へと移り変わる中、当建築は旧態を維持しつつも、それに養蚕の要素を取り入れている点で重要であり、当地における養蚕の発展と民家の発達を良く伝えている。



東福寺檀信徒会館

(2) 旧土屋家住宅主屋

ア 所有者

イ 所在地 上田市下室賀2770-1

ウ 内容 建造物 1件

	名称	建築年代等	構造及び形式	基準
1	旧土屋家住宅主屋	明治25年/昭和 中期改修	木造二階建、茅葺(鉄板 仮葺)、建築面積116㎡	(1)

エ 登録 令和7年11月17日

オ 特徴等

木造二階建て、茅葺き(鉄板仮葺き)・瓦葺き。かつて養蚕業を営んでいた養蚕家屋。正面右側のテラス、トイレ及び正面左側のキッチンは増築。内装等も一部改修されているが、柱・梁などは当初のものが残る。建築当初には設けられていた越屋根は失われているが、総二階の構造や大きくとられた二階の窓は上田市域の養蚕家屋の形式をよく残している。



旧土屋家住宅主屋

【登録有形文化財登録基準(表中「基準」)】

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体がしているものを除く。)のうち、原則として建設後50年を経過し、かつ、次の各号の一に該当するもの

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

(3) 松山犁の製作用具及び製品（登録有形民俗文化財登録見込み）

ア 所有者 公益財団法人松山記念館

イ 所在地 上田市塩川2874-1

ウ 員数 541点

エ 特徴等

上田市塩川（旧：塩川村）で生産された松山犁と呼ばれる、田畑を耕す畜力用の犁とその製作に用いられた用具の収集である。松山犁は、明治時代に当地の松山原造氏によって考案された近代改良犁の一つで、丈夫で扱いやすく、左右に土を反転できる機能を持つことが特徴であり、全国に普及し、我が国の農業生産の向上に寄与した。本収集は、松山犁の製作工程に使用された一連の用具と各型式の松山犁が揃っており、我が国における農耕用具の変遷や畜力犁の発達を理解する上で注目される。



松山犁の製品



犁の製作用具

【登録有形民俗文化財登録基準】

有形の民俗文化財（重要有形民俗文化財及び文化財保護法第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）うち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 形態、製作技法、用法等において我が国民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 有形の民俗文化財の収集であって、その目的、内容等が歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもの
- (3) 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集であって、我が国民の生活文化との関連を示すもののうち重要なもの

「上田市文化財保存活用地域計画」第 2 期計画の作成について

1 概要

文化財保存活用地域計画は、市内にある文化財を周辺の歴史環境まで含めて保存・活用していく総合的な計画で、中・長期的な方向性を示すマスタープランと具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担っています。

上田市では、令和 4 年 3 月に「上田市文化財保存活用地域計画」(以下、第 1 期計画)を作成し、今後の文化財保護行政の指針としてまいりましたが、第 1 期計画の期間が令和 8 年 3 月までとなっていることから、現在、第 2 期計画の作成に向けて準備を進めております。

第 1 期計画と同様に、文化財保護審議会委員及び長野県、上田市役所関係部局による「上田市文化財保存活用地域計画作成協議会」を組織し、作成を進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 作成に向けたスケジュール(予定)

令和 8 年											
内 容	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
計画作成 事務	→										
地域計画 作成協議会											
文化財 保護審議会											
パブリックコ メント			→								
文化庁協議	←(進捗状況に応じて随時実施)→										
認定準備							→			認定	

【参考】計画の構成（案）

序章 上田市文化財保存活用地域計画の作成

- 1 計画作成の背景と目的
- 2 地域計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 体制・経過
- 5 本計画で取り扱う「文化財」と「歴史文化」
- 6 上田市域の地域区分

第1章 上田市の概要

- 1 上田市の自然的・地理的環境
- 2 上田市の社会環境
- 3 上田市の歴史環境

第2章 上田市の文化財の概要

- 1 上田市の文化財
- 2 未指定文化財
- 3 関連する制度

第3章 上田市の歴史文化の特性

- 1 文化財の時代別特徴
- 2 地域別の歴史文化の特性

第4章 文化財に関する既往の把握調査

- 1 文化財調査の履歴

第5章 文化財の保存・活用の基本方針

- 1 目指す目標と基本方針
- 2 第一期計画の分析

第6章 文化財の保存・活用施策の現状と課題

- 1 調査・指定
- 2 保存・整備・公開
- 3 都市計画や景観行政等と連携した文化財と周辺環境整備
- 4 生涯学習・人材育成
- 5 体制づくり

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

- 1 文化財の保存・活用に関する措置
- 2 重点的な取り組み

第8章 関連文化財群の設定

- 1 関連文化財群の設定の考え方
- 2 関連文化財群の概要と保存・活用の基本的な方向性
関連文化財群-1 信濃国分寺と仏教文化財
関連文化財群-2 水と信仰の農業開発文化財
関連文化財群-3 真田氏の活躍と城郭文化財
関連文化財群-4 城下町と街道筋の文化財
関連文化財群-5 蚕都上田の文化財
関連文化財群-6 近代の保養・観光開発の文化財

第9章 地域特性を踏まえた文化財の保存・活用

- 1 地域別の保存活用の基本的な方向性
- 2 重点地域の設定と保存・活用の方向性

第10章 文化財の保存・活用に関する推進体制

- 1 文化財保護行政の庁内体制
- 2 文化財の防犯・防災体制
- 3 住民自治組織と連携した文化財の保存・活用
- 4 その他
- 5 計画の進行管理

文化財保存活用地域計画指針に基づき作成